

埼玉県多自然川づくり設計検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 埼玉県における多自然川づくりの一層の推進を目的に、河川事業の設計段階において技術的な検討をするため、埼玉県多自然川づくり設計検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(対象事業)

第2条 検討委員会に諮る対象事業は、次に掲げるもので、県が施行する河川事業のうち、検討委員会の下部組織に置く埼玉県多自然川づくり設計検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）で必要と認められたものとする。

(1) 延長概ね500メートル以上の一連区間の河道計画、遊水地・調節池、魚道等河川環境施設及び河川整備計画断面を見据えた護岸復旧等の維持修繕にかかる概略設計、予備設計などの実施設計の前段階の設計（以下「基本設計」という。）。ただし、原形復旧を前提とする維持修繕を除く。

(2) 災害復旧事業のうち、改良復旧（形状、材質、構造を改良する等、従前と異なる施設形状での復旧）に係る基本設計。ただし、原形復旧を前提とする災害復旧事業を除く。

(3) すでに基本設計が完了しているもので、関係機関との協議等により設計条件の変更や基本設計の見直しの必要が生じたもの。

(4) 上記によるもののほか所属長が多自然川づくりの観点において、必要があると認めたもの。

(検討内容等)

第3条 検討委員会及び作業部会は、当該河川環境の特性などを十分に踏まえ、別紙3「多自然川づくりの技術基準等」に基づき検討する。

2 対象事業の設計案については、作業部会で事前に調整を図った上で選定されたものを検討会に諮るものとする。

3 対象事業を担当する県土整備事務所及び総合治水事務所（以下「事務所」という。）は、検討委員会の結果を踏まえ、必要に応じて設計案を修正するとともに、検討委員会の意見等を基本設計業務の成果品に綴る。

(組織等)

第4条 検討委員会は別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。

2 検討委員会に委員長を置き、河川砂防課長を充てる。

3 委員長は、会務を統括し、検討会を代表する。

- 4 委員長に事故あるときは、委員長の指定するものがその職務を代理する。
- 5 委員長は、検討会とは別に必要に応じて現地確認などを実施し、各委員の出席を求められることができる。
- 6 委員長は、令和7年1月15日付 河砂第945号「多自然川づくりの検討に係る外部有識者等の参画について」（以下「河砂第945号」という。）に基づく有識者など、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 検討委員会の開催時期は、年2回（7月及び12月）を基本とする。
なお、事務局が検討委員会の開催を求める場合は、その限りではない。
- 8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項等は、委員長が別に定めるものとする。

（検討委員会の成立）

第5条 検討委員会は委員の過半数の出席により成立する。

- 2 なお、委員の代理出席を、認めるものとする。

（作業部会）

第6条 検討委員会の下に作業部会を設ける。

- 2 作業部会は別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 作業部会に座長を置き、河川砂防課流域担当副課長を充てる。
- 4 座長は、会務を総括し、作業部会を代表する。
- 5 座長に事故あるときは、座長の指定するものがその職務を代理する。
- 6 作業部会は、河砂第945号に基づく有識者などの委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 作業部会は第3条の検討内容等を踏まえ、基本設計の確認を行うとともに、検討委員会に諮る案件を選定するものとする。
- 8 作業部会の開催時期は、年2回（5月及び10月）を基本とする。
なお、事務局が作業部会の開催を求める場合は、その限りではない。

（事務局）

第7条 検討委員会及び作業部会の事務局は、河川砂防課荒川中流域・小山川流域担当とする。

（有識者に対する報酬など）

第8条 多自然川づくりの検討に外部有識者等が参画した場合の委員報酬については、河砂第945号による。

附 則

この要綱は、平成27年 3月17日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月15日から施行する。

この要綱は、令和 8年 2月27日から施行する。

別表1（第4条検討委員会関係）

委員長	埼玉県県土整備部河川砂防課長
副委員長	埼玉県県土整備部河川環境課長
〃	埼玉県県土整備部総合治水事務所長
〃	対象事業を担当する県土整備事務所長
委員	埼玉県県土整備部河川砂防課流域担当副課長
〃	埼玉県県土整備部河川砂防課計画調査・流域治水担当副課長
〃	埼玉県県土整備部河川環境課河川環境、河川維持担当副課長
有識者	委員長が必要と認めるとき

別表2（第6条作業部会関係）

座長	埼玉県県土整備部河川砂防課流域担当副課長
委員	埼玉県県土整備部河川砂防課計画調査・流域治水担当副課長
〃	埼玉県県土整備部河川環境課河川環境、河川維持担当副課長
〃	埼玉県県土整備部河川砂防課対象事業担当主幹
〃	埼玉県県土整備部河川砂防課計画調査・流域治水担当主幹
〃	埼玉県県土整備部河川環境課河川環境担当主幹
〃	埼玉県県土整備部河川環境課河川維持担当主幹